

総務委員会会議録

日時 平成23年6月27日(月) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後3時13分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 河西 敏郎
副委員長 齋藤 公夫
委員 中村 正則 高野 剛 渡辺 英機 浅川 力三
森屋 宏 大柴 邦彦 樋口 雄一 久保田 松幸

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員 櫻井 洋 警察本部長 唐木 芳博
警務部長 砂山 和明 生活安全部長 宮崎 清 刑事部長 保坂 廣文
交通部長 中澤 明彦 警備部長 北村 正彦 首席監察官 有泉 辰二美
総務室長 小野 和夫 警察学校長 佐野 俊夫 警務部参事官 興石 靖
生活安全部参事官 宮下 篤 刑事部参事官 佐藤 元治
交通部参事官 深沢 智明 会計課長 藤原 芳樹
教養課長 一瀬 浩 監察課長 葉袋 治男 情報管理課長 海野 錦
地域課長 奥脇 勝美 少年課長 岡田 寿雄 捜査第一課長 大村 保美
捜査第二課長 細入 浩幸 組織犯罪対策課長 松本 光義
交通指導課長 渡辺 文友 交通規制課長 川崎 雅明
運転免許課長 山下 實 警備第一課長 梶原 猛一
警備第二課長 眞壁 昌三 通信指令課長 清水 一成

知事政策局長 平出 亘 企画県民部長 丹澤 博 リニア交通局長 小池 一男
企画県民部理事 河野 義彦
知事政策局次長 岩波 輝明 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 山下 誠
政策参事 桐原 篤 知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 松谷 荘一
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 渡辺 祐一
企画県民部次長 藤江 昭 リニア交通局次長 矢島 孝雄
東日本大震災支援対策室長 駒井 和彦
企画課長 相原 繁博 世界遺産推進課長 市川 満
北富士演習場対策課長 中田 政孝 情報政策課長 伏見 健
統計調査課長 前嶋 修 県民生活・男女参画課長 小松 万知代
消費生活安全課長 前沢 喜直 生涯学習文化課長 青嶋 洋和
国民文化祭課長 平井 敏男
リニア推進課長 田中 俊郎 交通政策課長 大柴 節美

総務部長 田中 聖也 会計管理者 笹本 英一
人事委員会委員長 小澤 義彦 代表監査委員 奥水 修策
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏
総務部防災危機管理監 安藤 輝雄 総務部理事 小幡 尚弘

総務部次長 田中 宏 総務部次長（人事課長事務取扱） 原間 敏彦
 職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾崎 祐子
 税務課長 上小澤 始 管財課長 佐藤 佳臣 私学文書課長 大堀 道也
 市町村課長 伊藤 好彦 消防防災課長 宮原 健一
 出納局次長（会計課長事務取扱） 吉田 泉 管理課長 古屋 金正
 工事検査課長 風間 達夫
 人事委員会事務局長 藤原 一治 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸
 監査委員事務局長 広瀬 猛 監査委員事務局次長 飯島 幸夫
 議会事務局次長 久保田 克己 議会事務局総務課長 鈴木 茂久

議題（付託案件）

- 第60号 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例中改正の件
- 第61号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中改正の件
- 第62号 山梨県職員の育児休業等に関する条例中改正の件
- 第63号 山梨県高校生修学支援基金条例中改正の件
- 第64号 山梨県県税条例中改正の件
- 第72号 公立大学法人山梨県立大学の定款変更の件
- 承第1号 山梨県県税条例中改正の件

- 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1
- 請願第23-5号 「山梨県食の安全・安心条例（仮称）」制定について

（調査依頼案件）

- 第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件の採決については、後日、他の委員会の審議終了後行うこととした。
 また、請願第23-3号については継続審査すべきもの、請願第23-5号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時5分から午前10時41分まで警察本部、休憩をはさみ、午前10時57分から午後1時37分まで知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係（午前11時56分から午後1時35分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ、午後2時2分から午後3時13分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

- ※第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方

債の補正

質疑

(交通安全施設維持管理費について)

中村委員

今、可搬式の信号機の関係について説明があったわけですが、その前に今回、東日本の大震災の対応につきまして、県警察には大変な御尽力をいただきまして、本当にありがとうございました。改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。

それで、先ほどの可搬式の信号の関係でございますが、信号が消えた場合の交差点において、それに対応するという会計課長の説明であります。県警察はどのような安全対策を行ったのか、まずお伺いしたいと思います。

川崎交通規制課長 停電があったときの対策といたしまして、警察として最も重視しておりますのは、なるべく主要な交差点におきましては、直ちに別の電源を確保し、信号機を点灯させるということでございます。申すまでもなく、信号機による交通整理につきましては、道路交通の円滑と安全の確保に不可欠でありまして、さきの計画停電等におきましても、主要交差点につきましては、発動発電機を最大限活用いたしまして、信号機の点灯確保に努めました。その上で、信号機が滅灯する交差点の一部につきましては、警察官を配置の上、手信号による交通整理を実施いたしましたほか、パトカーによる警ら等を強化して、交通の安全と円滑の確保に努めたところでございます。

中村委員

信号機の発動発電機はどのようなものかということ、まずはお伺いしたいということと、それから現在、県内に何台ぐらいあるのか、説明をいただきたいと思えます。

川崎交通規制課長 現在、県内に整備されております信号用の発動発電機につきましては2種類がございます。1つは、自動起動式電源付加装置でありまして、県内の信号機設置場所1,771カ所のうち199カ所に設置してございます。このタイプにつきましては、停電の際、信号機に付加されております発動発電機が自動的に作動し、信号機の運用を行う装置であります。

もう1つは、可搬式発動発電機。搬送可能なタイプの発動発電機でありまして、県内各警察署で合計41台を保有しております。こちらは持ち運びが可能な発電機でありまして、停電により滅灯した信号交差点に搬送の上、信号機に接続させて電源を確保し、信号機運用を行うものであります。今回、このタイプのもの20台を6月の補正予算で整備要求させていただきました。

中村委員

20台整備されたということですが、どのような運用をするのか、お伺いしたいと思います。

川崎交通規制課長 このたびの停電対策におきましては、国道20号や国道52号など、直轄国道の主要交差点のうち自動起動式電源付加装置が設置されていない交差点ということで、81交差点を選定しております。さきに実施されました計画停電のグループ分けや実施方法等を勘案いたしますと、最小限で61台の可搬式発動発電機が必要となります。現有する41台と、新たに整備する予定の20台、これを合わせまして合計61台を効率的に集中運用することで、選定した主要交差点への配置及び活用が可能と考えてございます。

(交通安全施設整備費)

中村委員 わかりました。それで、もう1つ、最近、LED式の信号機が整備されているわけですが、特にLEDの信号機については、電力消費量が非常に少ないということで、我々もメリットがあると考えているわけですが、節電対策に大変有効である、このLEDの信号機につきまして、具体的に県警として、どのような効果があるのか。そのことについて、お伺いしたいと思います。

川崎交通規制課長 LED式信号機につきましては、交差点の規模にもよりますが、70ワットの電球式の従来の信号機に比べまして、電力消費量は約5分の1、約80%節減できると言われております。また、それだけではありませんで、朝日や夕日の直射日光等による疑似点灯現象が起りにくい。このため、視認性が高く安全面にすぐれている。さらには、電球式は1年ごとに球を交換しておりますが、これに対しまして、LED式につきましては10年以上の耐用時間がありまして、非常に寿命が長いというようなメリットがございます。

中村委員 電力消費量が5分の1、また、それと同時に、非常に耐用年数が長いということで、このLED式の信号機というものは、今後ますます県警としても力を入れていくのではと思いますけれども、今現在どのぐらい整備されているのか、お伺いしたいと思います。

川崎交通規制課長 LED信号灯器につきましては、平成11年度から整備を始めまして、平成23年3月末現在で、県内の信号交差点1,771カ所のうち560カ所をLED式にしております。

中村委員 今、560カ所整備しているということですが、本年度の整備計画がどのように今後なっていくのか、その辺につきまして、差し支えがなければ、御答弁をお願いしたいと思います。

川崎交通規制課長 今回の補正予算での4機、また当初予算での4機、計8機の新設につきましては、当然のことではありますが、すべてLED灯器でございます。また、既設の信号につきましても、今年度70カ所についてLED化改良する予定でございます。電力需要を少しでも節減できるように、LED化改良に係る事業執行を優先的に進めているところでございます。

中村委員 わかりました。結構です。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(交通死亡事故の抑止対策について)

大柴委員 死亡事故が多発している現状から、死亡事故の抑止対策についてお伺いしたいと思います。6月に入りまして、知事が死亡事故多発警報を発令するなど、交通死亡事故が多発している中、過日、私の地元でもあります須玉インターチェンジ近くの国道141号線で歩行者がはねられたという事故がありました。道路横断中の高齢者が犠牲になる死亡事故が増加していると聞いていますが、高齢者の死亡事故の現状と特徴についてお伺いをいたします。

深沢交通部参事官 それでは、高齢者の死亡事故の現状について、まず説明したいと思います。高齢者の死亡事故は年々増加傾向にありまして、山梨県の昨年の交通事故死者数49人のうち22人、約45%が高齢者であり、さらに、そのうち14人、約63%ですが、道路を横断中など、歩行中に犠牲となっております。この傾向につきましても、本年に入りましても同様であり、昨日現在、交通事故死者数25人のうち16人、64%が高齢者で、昨年同期と比較しますと、8人の増加となっております。特に交通死亡事故多発警報発令のもとになりました5月25日から6月2日までの9日間に発生した死亡事故6件のうち5件が高齢者事故でありまして、そのうち4人が、道路横断中に犠牲となった高齢者であります。

今年の高齢者の死亡事故の特徴といたしましては、16人中11人が道路横断中に事故に遭っていること、また11人のうち8人が夜間、道路を横断中に事故に遭っておりますけれども、反射材を着用している人は1人もおりませんでした。また、11人中10人が国道や県道等の主要幹線道路を横断中に事故に遭っております。運転者側から見ますと、道路を右から左に横断中の事故がほとんどという状況であります。事故原因を見ますと、看板等にわき見して歩行者の発見がおくれたというような、いわゆる運転手側の原因がほとんどとなっております。

大柴委員 知事が発令する交通死亡事故の多発警報とは、どんな場合に発令されるのでしょうか。また、今回の発令期間中の交通事故の状況がどうなっているのか、ちょっと教えてください。

深沢交通部参事官 交通死亡事故多発警報は、10日間に6件以上の交通死亡事故が発生した場合等に、山梨県交通対策推進協議会長であります県知事が、県民に対しまして、交通事故に対する注意喚起とともに、県や市町村、警察と関係機関、団体などが協力して、集中的に死亡事故抑止のための諸対策を実施していくよう発令するものであります。この警報の発令期間は、発令の日から10日間となっております。今回は6月3日から12日までの10日間が対象となりました。今回の警報発令は、5月25日から6月2日までの9日間に6件の死亡事故が発生したことによるものですが、この警報は、平成18年に発令されて以来5年ぶりとなっております。

今回の発令期間中における交通事故につきましても、発生件数133件、死者2人、負傷者170人と、この発令前10日間と比べますと、発生件数、死者、負傷者、いずれも減少しておりますけれども、亡くなった2人の方につきましては、今年度の交通死亡事故の特徴そのままに、高齢者が夜間、幹線道路を横断中に犠牲になったというような事故でございました。

大柴委員 最後ですけれども、そうした高齢者の事故の特徴等を踏まえまして、警察が現在取り組んでいる高齢者の死亡事故、抑止対策についてお伺いいたします。

深沢交通部参事官 警察では、各種死亡事故抑止対策の中で、高齢者死亡事故抑止を最重点として諸対策を推進中でありまして、現在、ドライバーに対する対策といたしましては、高齢歩行者に対する保護意識の高揚を図るため、関係機関、団体等と連携しました、高齢者を交通事故から守る「見る」「止まる」「ゆずる」の「3る1る励行運動」の推進、夕暮れどきの早目のライト点灯、夜間におけるハイビーム走行の励行などの啓発活動。高齢者に対する対策といたしましては、出前式の交通安全教室の開催、高齢者宅の訪問活動、夜間反射材の配布等により、高齢者の方の、みずからの命はみずからが守るという交通安全意識の高揚、啓発等、活動を鋭意進めているところであります。

また、平成21年6月から、75歳以上の高齢運転者に対する講習予備検査の制度が創設されたことに伴いまして、高齢者個々の状況に応じた講習の実施など、高齢者を交通事故から守る防止対策等のさらなる推進を図っているところでございます。

大柴委員

高齢者の方の、みずからの命はみずから守るという意識の啓発を、多くの高齢者の皆様に伝わるよう、ぜひお願いいたします。高齢者社会がますます進む中で、高齢者の交通安全の防止対策は、安全、安心な交通社会を実現する上で最も重要なものと考えております。私も、また地域における各種会合等で、このことを一生懸命進めていきたいと思っております。警察として今後とも、県民の交通安全確保に尽力されることをお願いいたします。私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

(暴力団の対立事案について)

樋口委員

先ほど中村委員からもお話がありましたけれども、東日本への、本当に無休の対応に、私からも心から厚く感謝、御礼を申し上げる次第であります。それで、自分たちも4月に選挙がありましたから、その後、直接、間接的にそんな話を伺いますと、ほんとうにご苦労されているなど、県民代表として、またプロとして対応いただいていることを、改めていろいろ教えていただいたんですけども。

それで、そういうことがなるべく早く終わればいいなと思っているやさきといますか、特に私は甲府ですから、昼も夜もいろいろな会議や会合に出かけます。新聞にも大きく取り上げられております最近の暴力団の対立事案ですけども、分裂という書き方もされています。そこで、そのことについて、少し細かくお聞きをしたいと思っております。まず、いつごろから、どのような形で、この大変厳しい、不安な状況に市民が、あるいは、とりわけ、中心市街地がなっているかについて、お聞かせください。

松本組織犯罪対策課長 本年5月下旬ごろからであります。県内最大の暴力団勢力であります稲川会山梨一家が、総長派のグループと総長代行派のグループに分裂し対立しております。対立の原因につきましては裏付けの取れない部分も多く、さらなる情報収集に努めているところでございます。これまでに甲府中心街や組事務所周辺等におきまして、暴力団員らが蟻集して勢力を誇示したり小競り合いをするなどの事案が発生しております。両グループとも、警察の警戒状況を見ながら牽制や挑発を繰り返しておりまして、引き続き緊迫した状況にございます。

蟻集事案等が発生しました組事務所は、甲府市内の中小河原地内や貢川本町地内の住宅街に位置しており、県警では周囲に警察官を常駐させまして、近隣住民に危害が及ばないよう警戒に当たっているところでございます。

樋口委員 何度か新聞紙上にも出ておりますけれども、暴力団のそういった対立、闘争ですけれども、我々一般市民に危害が及んだような状況、あるいは事案はあったのでしょうか。

松本組織犯罪対策課長 今回の対立事案に関連して、一般市民が負傷した事件は承知しておりません。

樋口委員 少しほっとしましたが、5月下旬ということですから、1カ月にも及ぶわけでごさいます、先ほどちょっと冒頭言いましたけれども、県警の対応、あるいは取り締まりの状況については、どうなっているのでしょうか。

松本組織犯罪対策課長 県警におきましては、暴力団員らの蝟集事案等が発生しましたことから、6月7日に刑事部長を長とする暴力団抗争事件特別捜査本部を設置しまして、現在まで継続しているところであります。捜査本部長以下80名体制によりまして、情報収集や関係箇所に対する警戒、事件捜査を推進しているところであります。また詳細については、現在捜査中でありまして差し控えさせていただきますが、これまでに対立組織の9人に傷害を負わせるなどの事件で計4人を逮捕しております。

樋口委員 対立が既に長期化の様相を呈していますけれども、収束の見込みについては、いかがでしょうか。

松本組織犯罪対策課長 現時点で対立している両グループとも引き下がる様子はなく、対立の長期化が予想されるところでございます。

樋口委員 1カ月を待たず、子供たちが夏休みを迎えます。学校に行っている時期よりも、夜も解放感からか、あるいはそういった自由な時間がありますから、非常に心配なわけでごさいます、子供たち、あるいは学校、あるいは教育関係、あるいは地域にどのような対応を求め、また連携をとっていくようなことを考えているのでしょうか。あるいは考えられるのでしょうか。

松本組織犯罪対策課長 これまでも、警察が警戒中の場所に興味本位で近づかないことなどについて、学校や県教育委員会に周知をお願いしたり、報道機関、県警ホームページを通じまして注意喚起をしているところでありますが、引き続き情勢を見きわめながら、関係箇所に対する警戒を行い、また対立事案が長引くようであれば、改めて注意喚起を行いたいと思っております。

樋口委員 ぜひ、よろしく申し上げます。それで、22日も甲府中心街では、爆発かというようなこともあったようですから、非常に心配をしております。また、甲府は年に1度、七夕祭りで、数少ないにぎわいを見せる夜でもございまして、そのことについても記事が出ておりますけれども、今回は露店を出店しようとしている業者間でのトラブルがあったと。そして、暴力団の排除の取り組みについて、暴力団関係の人なのか、そうじゃないのかということも含めて、非常に難しかった。でも、安全のことを考えれば、やらざるを得ないというようなことを聞いているわけでごさいます、その辺については、どのような対応をされるか、お聞かせいただきたいと思っております。

松本組織犯罪対策課長 暴力団員は、みずから露店を営業したり、あるいは露天商を取りまとめて、その会場内の出店場所を配分するなど、祭典における露店営業に深く関与しています。先般のその露店の出店をめぐるトラブルにつきましても、対立する両グループの間の縄張り争いに起因するところと考えております。現在の情勢のもと、多数の祭典が開催される時期でもございますので、暴力団の縄張り争いによる市民の危害防止及び資金獲得阻止のため、祭典の主催者に対しまして、暴力団が関与する露店の排除を要請しているところであります。

また、その一貫としまして、先週、改めて刑事部長から県内の市町村長あてに、市町村が主催開催する祭典から暴力団が関与する露店を排除することを要請したところであります。

樋口委員

夏ですから、甲府の七夕だけじゃなくて、大きい市川の花火、あるいは富士五湖のいろいろな花火大会等々、イベントがメジロ押しになりまして、そこも本当に気にかかるところでありますけれども、しかし生命が第一であることと、安全が第一でありますから、そのこのところを、大変なことでありますけれども、対応をぜひお願いしたいと思います。

今年4月から暴力団排除条例というものが施行されました。私どもも、そのことをバックアップをしてきたつもりでもございまして、その中には、祭典からの暴力団排除に活用できるような規定はないのでしょうか。

松本組織犯罪対策課長 暴排条例の中におきましては、事業者が暴力団に利益を供与することを禁止すること等の規定がございまして、適用できる場合があると承知しておりますが、直接的に祭典からの暴力団排除を定めた規定というのは、今のところ、ございません。

樋口委員

やはり、こういう事案が今起きているわけありますから、ぜひ、こういったことをまた1つの事実として受けとめて、さらに生きる条例といいますか、実効性のある条例に改正するようなことも考えていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

松本組織犯罪対策課長 先ほど申しました市町村あての暴力団が関与する露店の排除の要請、このあたりの情勢も見きわめながら、条例の改正も視野に入れて、暴力団排除を進めてまいりたいと思います。

樋口委員

これにかかわる要望書なんかも出ておりますが、甲府の国母、あるいは西高橋、あるいは大月市の地域では、そういった関係、関連の事務所を絶対に自分たちの地元には持ってこないという運動も非常に強く推進したことを記憶しております。これは、やはり県警察と地元警察と、そして弁護士の先生方や、あるいは暴力団追放県民会議の皆さん、そして地元住民が一緒になって取り組んだ記憶があります。

今回の事案は非常に、それよりももっと緊張して厳しい、切迫した状況だと思っておりますけれども、今現在ある事件ですから、表に出せることと出せないことがあると思っておりますけれども、できるだけといいますか、ご判断をいただいて、できるところは県民、市民に情報を出しながら、お互いに終息に向かって一致結束をしていくべきだと思いますけれども、その辺については、どうお考えでしょうか。

保坂刑事部長

今後、この事案に対しましては、これまでも全力を挙げて、県警組織を挙げ

て対応してまいりましたけれども、引き続き警戒活動に万全の体制で取り組むということにしておりまして、また違法行為、あるいはその事件捜査、検挙においては、しっかりとした対応をして、県民の安全な生活、生命、身体、財産を守るというところで、全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

樋口委員

力強い御答弁、ありがとうございます。ややもすると、中心街や、先ほど言った中小河原、あるいは貢川、そういうところに警察関係の車が大量して集まったり、そういう制服の方々がいると、あの人たちがいるのも、ちょっとつらいなあということをする県民、市民もいますけれども、そうじゃないということを守って、なるべく早く終息に向かっているんだということを、しっかりと発信をしていただきたいと思います。もう一度、その辺をお聞きして、終わらせていただきたいと思います。

保坂刑事部長

この種の事案につきましては、県民の方々の関心が非常に高いということと、非常に安心、安全という点では懸念を抱かれるというところを十分承知しておりますので、これまでの安全対策、あるいは事件捜査等を通じて、県民に発信できるものはできるだけ発信して、早期に収束、鎮圧にかかってまいりたいと考えております。

主な質疑等

知事政策局・企画県民部、リニア交通局関係

※第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

(ソーシャルビジネス事業化支援について)

大柴委員

企5ページのソーシャルビジネスの事業化支援について、お伺いいたします。今の説明の中で、ソーシャルビジネスについて、県内でも先進的に取り組む団体が育ってきているとの説明がありましたけれども、具体的にどのような団体が、どのような活動を行っているのか、教えていただけますでしょうか。

小松県民生活・

男女参画課長 先進的に取り込んでいる事例でございますけれども、例えば、イベント等で飲食に伴いまして、紙パック等が大量に出るというようなことを問題としてとらえまして、NPO法人の「スペースふう」というところで、リユース食器、これは繰り返して洗って使えるというものなんですけれども、これを使うことによって、ごみの発生を減量化させたという例がございます。また、県内の遊休農地の問題につきまして、NPO法人の「えがおつなげて」というところが、この遊休農地を都会の企業の社員教育等の農場ということで貸し付けをしまして、その管理を受けた受託経費でスタッフを雇用して開墾等を行うということで、そういった過疎地の農村の再生に貢献をしているとか、また子育ての関係ですと、「ちびっこはうす」というNPO法人ございますけれども、そちらでは、自分のところで作っている情報誌に企業の広告を掲載して、それを収入として情報提供を行っているという例がございます。

大柴委員 先進的に行っている団体があることは十分承知できました。でも、それらに続く団体の育成が必要であり、この事業では、その育成を行っていくということだと思いますけれども、説明では研修会の開催等がありましたが、具体的にはどのような手法で支援をしていくのでしょうか。この辺も教えていただけますでしょうか。

小松県民生活・男女参画課長 このソーシャルビジネスの事業でございますけれども、事業の実施に当たりますには、ソーシャルビジネスの事業化を目指すNPO等を広く公募を行います。その上で、座学、それから実習あわせて連続10回の講座を予定しております、その講座を通じまして、そういった参加者の方々に、スキルとかネットワークというものを身につけていただいて、そして、そういったものを活用しながら、ビジネスモデルというものをつくっていくことを指導してまいります。それとあわせまして、ビジネスプランのコンテストというのを予定しております、その中で、先ほどの練り上げたプランとあわせて、一般の方からも公募を募りまして、それを審査して、優良なものを採択をしていく。そこまでを平成23年度の事業ということで考えております。

ただ、この事業、実現化していくのは、なかなか難しい、大変なところもございまして、その上でということで、来年度の予算は、改めて計上して御審議をお願いするということになりますけれども、この採択をしたビジネスプランについて、より熟度を高めた上で事業化できるように、立ち上げができるようにということで、平成24年度においては専門家チームで継続的な支援をして、よりよいものとしていきたいという考えを持っております。

大柴委員 そうした多岐にわたる事業は、これは全部、県が実施するんですか。

小松県民生活・男女参画課長 本事業につきましては、ソーシャルビジネスとかコミュニティビジネスの関係者の組織であります山梨県コミュニティビジネス推進協議会というのがございまして、そちらのほうへの事務の委託を想定しております。

大柴委員 こうした事業を通じて人材が育成され、県内に多く普及していくことが大切かと思っておりますけれども、どのように普及に取り組んでいくか、こちらもちよつと教えてください。

小松県民生活・男女参画課長 2年間にわたってということで、今、事業のほうを想定しておるわけなんですけれども、そちらで養成した人材を、県のボランティア協会にある人材バンクに登録していきたいと考えております。人材バンクのほうに登録して、その活用を図ることとあわせ、コミュニティビジネス協議会を通じて、自主的な学習会を行うとか、また事例紹介を行うとかしながら、ソーシャルビジネスの事業化を目指すNPO法人を広く支援していきたいと考えております。

大柴委員 ソーシャルビジネスとして確立した事例は、全国的にもまだまだ少ないような状況であると思っておりますけれども、NPOが自立啓発していく上でも有効な取り組みと私も考えております。今後とも支援の成果が上がるように、事業の執行に努力をしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

(県政情報発信事業費について)

樋口委員 知の2でありますけれども、ちょっと教えてください。県政情報発信事業費、補正で1,000万円とありますけれども、当初予算4,500万円と合わせ5,500万円ということで、非常にワンフレーズ新聞報道といいますか、すごく大事なことだと思うんですが、いつごろ、これが発信されて、事業化されるといいますか、日の目を見るといいますか、このことの役割が広がるのでしょうか。

松谷知事政策局次長 ワンフレーズの新聞広告につきましては、実は昨年度も実施しております、具体的に言えば、新聞の広告、コラム、小さい枠の中で、テーマというか、言葉を入れると。ちなみに昨年度は、地デジの関係で「アナログ放送が終了します」とか、それから「子宮頸がんは予防できるがんです」とか、そういったものをフレーズしながら、そこでは、そういうテーマを県民の皆さんに見ていただく。その後、そのテーマについて細かいことが書いてあるホームページとか、ふれあいとか、広報紙や、専門の資料を見ていただくと、そういう報道、広報の仕方ということで、まずはワンフレーズの言葉で入っていく、そういったことでやろうという考え方です。

樋口委員 県政が絶えず主要施策を発信していくものを、いつということではなく、通年的にやっていくという理解でよろしいですか。

松谷知事政策局次長 県政の、先ほど申しましたが、重要施策とか、そういったものをテーマに持って、そのワンフレーズの広告をやっているということです。

それから、先ほど委員からいつごろから始めるのかという今年度についての質問がありましたが、実は、この補正で御議論いただいた後ということですので、事務的にはどういったものがあるかということは、内々にはテーマを準備させていただいています。

樋口委員 当初予算から1,000万円増えているわけでありまして、非常に期待をするところでありますし、ちょっと教えてください。東京事務所の広報官のところで、この業務を担当されるということですか。

松谷知事政策局次長 ワンフレーズ広告につきましては、いわゆる県民向けと考えております。東京事務所におきました広報官につきましては、県外の広報活動を中心にやっていただくということで、先ほど言いましたように、県の魅力とか、県の資産みたいなものを広く全国に、具体的には、首都圏というのが中心だと思えますが、そういったところに広報していくようなことに力を入れるために、広報官を配置しております。

(新しい公共支援基金事業費について)

樋口委員 わかりました。それはそれで終わります。

企の5、今お話がありました新しい公共でありますけれども、当初予算の中で、先ほど指針、事業方針とおっしゃったんですか。ちょっと教えてください。

小松県民生活・男女参画課長 当初予算の中では、運営委員会の開催経費5回分を計上しております、これまでに2回開催をしまして、事業方針、事業計画案について検討を行っております。

樋口委員 ぜひ、それを見せていただきたいのと、大柴委員がおっしゃられましたけれ

ども、新しい公共ですから、私たちもちょっと概念がよくわからなかったり、先進事例の確認もまだしていないような状況なんですけれども、今、先ほど議論の中で説明ございましたけれども、例えば他県ではこういうことをやっているとか、そういったものも、県民、議会、そういうところに発信、紹介するような事業もあるんでしょうか。

小松県民生活・男女参画課長 ソーシャルビジネスに関しての紹介ということでしょうか。

樋口委員 新しい公共の、今、①から④という言い方をされましたけれども、すべてが新規事業ですけれども、そのすべてについてです。

小松県民生活・男女参画課長 この事業、すべて新規事業ということで、国のガイドラインがありまして、それに基づきまして、本県のNPO法人の現状等もとらえ、課題を踏まえる中で、こういった事業を今回、計画をしております。

樋口委員 僕らも、もっと深く掘り下げて議論ができるようにしなければいけないんですが、いずれにしても、補正予算の中で、かなり大きな金額でありますから、あるいは今年、来年という2カ年ということでもありますから、ぜひ周知もしていただきながら、その趣旨が広まるようお願いしたいと思います。

小松県民生活・男女参画課長 この事業につきましては、昨年度から3回、市町村、それからNPO法人、公益法人向けの説明会を行ってきております。また、あわせて、私どものホームページでありますとか、それからボランティア・NPOセンターが持っておりますNPOのボランティアのホームページがありますけれども、そちらに掲載したり、ボランティアボードというのが330カ所県内にございますので、そういったところに掲載もしておりますので、引き続き、そういった周知に努めていきたいと思っております。

齋藤委員 今回の企の5の関係ですが、私も一般質問でちょっと質問したことがございますが、このNPO法人というのは、行政が手が届かないところを、すき間をしっかりとサポートしてもらえる組織なんです。ですから、このNPO法人というものをしっかりと育成しサポートしていけば、行政とタイアップして、住民サービスができると思うわけですが、特定なNPO法人の育成でなくて、県内に約400団体あるNPO法人がいかにそれぞれの機能が果たせるかということが、実は大事なことだと思っておりますが、その辺の取り組み方と今後、どうやって、その効果を出していくかということ、ちょっとお聞きしたいんですが。

小松県民生活・男女参画課長 県内のNPOの多くということになりますが、5月31日現在で403法人ございますけれども、その多くが、組織的な活動でありますとか、事業の遂行能力、また資金調達力といった面で課題を抱えておまして、自立的な活動を可能とするような基盤が脆弱でありますことから、それぞれのNPO法人が持っております課題の解決に向けて支援をしていくということが必要と考えております。

そういったことから、本事業では、セミナーの実施等も行いますけれども、専門家派遣ということで、NPO等からの支援要請を受けて、個別に派遣を行って、そして、そのニーズに合わせた支援を行うというようなこともやっております。本県のNPO法人の全体的な底上げが図られるように努めてまいり

たいと考えております。

齋藤委員　　すみません、ちょっと確認の意味ですが、例えば403あるNPO法人が、個々の活動として、例えば講師の派遣、事業の推進をするために必要な予算に対しての補助もやってもらえるのかということ、ちょっとお聞きしたいんです。

小松県民生活・男女参画課長　全体的な支援といたしましては、先ほど申し上げたようなセミナーを行って人材を育成する。その中には、もちろんNPO法人の方も含まれますし、また専門家派遣ということで、その法人に行き行って細かに支援を行うというようなことで、組織強化、経営基盤の強化を図っていくようなところがございます。

ただ、個別に支援を行う、助成を行うということではなくて、そういうことも一方でやっていくんですけども、モデル事業という中に、5団体以上がNPOと行政、それから企業等を構成団体とする多様な主体ということで取り組んでいきますけれども、その中に入っていれば、その事業を通じて、一部助成を受けて、そのNPO法人が取り組んでいくということも可能でございます。

齋藤委員　　このNPOに対する補助金が国の制度として出たわけですが、初めて、これは政府がNPO法人に対して全国的に育成しようという、そういう試みの中から出された補助事業だと思いますが、山梨県として2年間推進して、その2年間の期限が切れた後はどうするかということも、考え方として、ちょっと聞いておきたいと思います。

小松県民生活・男女参画課長　本事業につきましては、2年間で集中的に、経営基盤の強化とか人材育成を行うこととしております。3年目以降のことでございますけれども、2年間で十分な支援が可能かということ、やはり、ある程度、事業が終了した後も継続して支援を行うということは必要との認識を持っております。現在、NPO等への支援事業ということで、県のボランティアNPOセンターが研修事業等も行っております。ここに対しまして県は補助金を出している関係もございまして、今回の事業の成果でありますとか、NPO法人の参加状況なども見ながら、今後、そういった事業の組みかえ等を検討したいと考えております。

齋藤委員　　もう1点聞きたいわけですが、2年間の補助ということになると、私に言わせれば、芽出しのようなものだと思っています。ですから、後のフォローというものをしていくことが、実は私、大事だと思っています。後の2年後が。ですから、それは、ひとつ、この事業の中で、しっかりとした芽出しをつくって、あとのフォローができるような形で対応に取り組んでほしいということをお願いしておきます。

小松県民生活・男女参画課長　2年間という大変短期間の中での事業ということになりますので、これをいかに効果的に、計画的にやっていくかということが必要となります。私ども、この事業を行うに当たりまして、それぞれの事業ごとに成果目標というのを定めていくこととしております。ですので、事業計画の段階で、2年後に向けて、こういったところまでやるということまで、しっかりと考えてやっていきます。

あわせて、その以降のNPO等が自立、継続して発展した活動ができるようにということで、この事業を通じまして、きめ細かく支援をしてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(放射線に係る県の対応について)

高野委員 大震災からもう110日近くになるわけですけれども、6月定例会の知事の所信の中にも、ほとんど、原発事故のことに触れていない。総務委員会で質問することは、それはちょっと方向が違うよと言われるかもしれませんが、私は、知事政策局においても、また企画県民部においても、放射線の問題だけは、総務委員会で扱ってもらわないと、これが福祉保健部でいいかということになると、ちょっと違うんじゃないかなと思っていますけれども、質問しますけれども、どっちで扱ってくれますか。

桐原政策参事 原子力発電所の安全性という御質問かと思えます。原子力発電所の安全性及びそれに伴う本県の対応というお話につきましては、現在、総務部消防防災課のほうで行ってございます。

高野委員 いや、だけど、知事政策局ではできません。県民のためにある企画県民部でもできませんというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと私は思っています。うちの会派の皆川議員が、代表質問で放射線の検査機器についての質問をしました。これは福祉保健部長が答弁したんですけれども、よく意味のわからない答弁かなと思いました。今、だって、毎日、皆さん、テレビ見ていてわかりませんか。100日間ずっとですよ。これに対して、やっぱり、知事政策局にしろ、企画県民部にしろ、それに対してさわらない、それは消防、それは福祉だという、こういう問題じゃないと思うんですよね。だから、皆さん方の認識がそんなものかなということをおぼろげに思わざるを得ないような状態じゃないかなと。

すべて、例えば、今から桃が出る、桃に対してどうなのか。福島が全国で2番目の生産地なんです。例えば福島の桃が、放射線の被爆を受けているという

ことになると、福島だけの問題じゃなくて、山梨まで問題が出てくる。じゃあ、その後、ブドウもということになると、山梨県のこの果樹王国と言われているところが、すべて私は、その果樹に対しての問題が出てくるんじゃないかなと。

今、中国では、日本へどうしてインバウンドで行かないのかということ、長野県も、山梨県も、すべて、もう放射線の影響を受けているのではないかということで、今、中国人観光客もとまっているんですよ。それでありながら、知事政策局においても、企画県民部においても、これを取り上げないというのは、ちょっと異常じゃないかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

駒井東日本大震災支援対策室長 放射線の関係でございますけれども、委員おっしゃるとおり、多部局にわたっております。その点、東日本大震災支援対策室で部局間の連携をとりまして、例えば野菜の問題ですと農政部、ワインの問題ですと産業労働部、大気の問題ですと森林環境部、機械を持っているのが福祉保健部ということもありまして、いろいろな部局に、多方面にわたっておりますので、対策室のほうで連携をとりながら対応しているところでございます。

あと、中国からの観光客のお話ですけども、これも観光、海外向けに山梨県は安全だよとPRをすべく、過日、観光部のほうで海外向けPRパンフレットをつくりました。その中には、農作物も安全です、大気も安全ですといったチラシにしてありますし、産業労働部のほうでも、海外向けの工業製品が危ないと、検査をしると言われているということもございまして、産業労働部、農政部、観光部、また一体となりまして、私どもが調整しまして、工業製品も安全ですといったチラシもつくっております。なお、そちらのチラシにつきましては、中国のほうへ過日、観光のキャラバン隊が行っておりまして、そちらで配布をしておりますし、工業製品が安全だ、山梨は安全だというチラシにつきましては、今月末、甲府のジュエリー協会が香港でジュエリーフェアへ行くということですので、そちらのほうへ持って行っていただいて配布をするような、そういった横断的な対応につきましては、対策室が中心となって対応をしているところです。

高野委員

そんなこと、口でいくら言ったって、今や政府も、原子力保安院も、例えば東京電力も、みんなうそを言っている。みんなうそを言っているのが、みんなわかっているじゃないですか。それでありながら、安全をPRしてと、そういうことじゃないんだよな。もっと自分自身が動ける、山梨県が動ける、知事が動ける、知事政策局が動ける、企画県民部が動ける、そういう対応をしてくれないと、私は手おくれになるんじゃないかなと思っています。

今言ったように、いろいろな部局に分かれている。それをまとめるのは、私は知事政策局じゃないかなと思っています。でも、その知事政策局でも、補正にるいろいろなことが、企画県民部と同じで、この予算を立てて、新規とか、いろいろなことを書いているけれども、今、実際、何が一番問題かということ、この放射線なんですよ。この放射線は、影響がなくなるのに50年、60年と言われていたんですよ。少なくとも、思い切って、各市町村に機械を2台ぐらいずつ買ってやって、各地域が毎日測定をしながら、山梨県はこれだけ安全ですよという、このアピールでもしない限り、私は、果物においても、観光客においても、すべて影響が出てくると思います。それでは、総括した部分はこの部局がしたらいいんですか。

駒井東日本大震災支援対策室長 放射線のお話ですけども、大気水質保全課のほうで毎日検査をいたしまして、公表しております。あの検査でございますけれども、衛生

環境研究所に1台ございますが、細かい数値をはかるところまで出すと、1回の検査に6時間かかるということでございます。実はこれ、文部科学省の委託事業でやっているものに、さらに強化をして、大気とか降下物の検査をつけ加えてやっているところですが、そのようなこともございまして、来月末にはもう1台、11月までにはもう1台、1,700万円ほどの機械になりますけれども、導入して、さらに広範囲な検査にも対応できるようにしていくこととしております。

さらに、簡単なサーベイメーターといったものも利用しまして、先週の22日、23日には、県内10カ所において大気汚染の状況を調べましたが、体には影響のないレベルであったという報告がなされているところです。

高野委員

だから、1カ所だけの検査で別に体に異常はありませんよ、これは長くいても大丈夫ですよといった報告は、今、国民、だれも信じませんよ。あなた方、どう思っているか知らないけれども、何となく余計なものは取り除いて。1日6時間測定にかかる。10台あれば。じゃあ、24時間、 $4 \times 6 = 24$ 、1台が4回はかれる。10台あれば40カ所ではかれるじゃないですか。だから、そういうことのほうが、私は、この補正に反対しているわけじゃないんだけど、むしろ、そういうことをしっかり最前線でやらないと、果樹も、野菜も、観光も、みんなおかしくなりますよということを言っているんです。

その、要するに、総トータルとしては、どの部局が指導をするんですか。知事が直接言ってくれるんじゃないですよ。だけど、そうじゃなくて、政策的に、いろいろなことがしたいというときには、どこが主導をとってやるんですか。この問題は県民生活に一番ひっかかってくる場所ですから、私は、企画県民部にしても、知事政策局にしても、どっちかが考えてやらなければ前へ進まないじゃない。何か言えば、それは福祉保健部です。それは観光部です。それは何かですって、この縦割り行政が一番悪かって、今まで言われてきたんだよ。にもかかわらず、今もそのままという、この縦割り行政の悪さだけが目立って、いい部分が目立ってこない。私は、そう思っています。だけど、少なくとも、いろいろな補正のこんな予算、今つけなくてもいいじゃないかなとか、そう思っています。

それよりも放射線をはかる機械を、3台でも、5台でも、10台でも購入した方がよいと思います。それで、今はかっているのは1メートルだけでしょう。1センチメートルははかっていないでしょう。だから、そういう部分で、まず機械を増やして、例えば、はかる側は、あくまでも福祉保健部かもしれないけれども、それに対して、どのぐらいの県民生活が安全にできるかということをやっぱり、しっかり、皆さん方が県民に対して示していかないと、山梨県民だって、かなり不安ですよ。その不安だけじゃいいけど、これから果樹とか観光とかというものへ、あなたたちの認識の少ない部分で、それが減ってきている。観光客も全然戻ってこない、果樹は売れないということになったら、これは私は大変なものじゃないかなと思います。その辺については、どう思われますか。

平出知事政策局長 今、高野委員のほうから放射線に係る御質問、あるいは御意見等もちょうだいをしたわけでございます。先ほど来、御指摘をいただいておりますように、まさに県民生活全体にかかわること、もちろん産業界にもかかわるわけですが、広く言えば県民生活全体にかかわるところでございます。縦割りという御指摘いただいたわけでございますけれども、私どものところで震災対策室、対策本部も所管をしております。対策本部の役割というのは、もちろん被災地、被災者支援もさることながら、県民生活、あるいは県民の皆様への影響をでき

るだけ少なくするというこも、その1つの大きな役割でございしますので、その役割を深くきちっと認識をいたしまして、今、委員から御提案をいただいたような、例えば放射線測定装置の増量ということだと思えますけれども、何ができるか。少なくとも、今、御指摘をいただいた、縦割りにならないようなことは、私どものほうでも十分注意をしながら、放射線への対応というのをとっていきたいと考えております。

高野委員

今、局長が答えてくれて、また質問するのはちょっと失礼かと思うけれども、ただ、そういうことをしっかりして、山梨は安全なところですよ。例えば、小中学校、保育園、幼稚園の父兄たちも、ああ、毎日毎日、うちの町でははかっている。そういう、やっぱり、安心感を与えないと。ただ機械を増やすことだけが1つの方法じゃないかもしれないけれども、とりあえず何を、じゃあ、どうしたらというと、やっぱり、今の地域事情を調べてみないと。放射線だって、どこへどう飛んでいくのかわからない。

昨日もニュースで見たら、水で洗い落とせば放射線は10分の1になると。じゃあ、洗った水はどうなるの。私は常に県政の、この災害に対する対応にも、そういう最終的に、じゃあ、どうなったらいいのかという部分まで見えてこないんですね。そういう部分までしっかり見えてくるような対応をしてもらいたい。

日本には緑の党はありませんけれども、緑の党へでも入って、この問題ちょっと頑張りたいような気持ちです。私個人としては、そんな気持ちがあるんですけども、やはり、それを考えてくれるのは、県庁の頭脳が考えてくれないと、一歩前へ進めませんよ。これで、県庁があまりにも不能力なために、果樹は売れない、観光は来ない、どうするんですか。その辺もしっかり、決意を聞いて終わりたいと思います。

平出知事政策局長 決意をとということでございしますので、ちょっと繰り返しになる部分はございすけれども、まさに県民の皆様の安全、安心、これを守ることが私ども県の役割でございすので、支援対策本部、支援室ともに全庁的な調整機能も果たしながら役割をきちっと果たしていきたい。そして、県民の皆様の安全、安心を守っていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

主な質疑等 総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

※第60号 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第61号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第62号 山梨県職員の育児休業等に関する条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第63号 山梨県高校生修学支援基金条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第64号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第72号 公立大学法人山梨県立大学の定款変更の件

質疑 なし
討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 承第1号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※ 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

※所管事項

質疑

(滞納整理推進機構について)

久保田委員 地方税の滞納整理推進機構の取り組みにつきまして、先般、議案審議資料を読みましたところ、本県の県税の滞納繰越額の約62%を個人県民税が占めており、個人県民税の徴収対策が大きな問題であるとの旨が書いてありました。そこで、個人県民税対策として、市町村と連携し、地方税滞納整理推進機構を設置し税収確保に取り組んでいると聞いておりますが、具体的にどのような対策なのか、お聞きします。

上小澤税務課長 個人県民税対策としての地方税滞納整理推進機構についての御質問ということでございますが、個人県民税につきましては、市町村が個人市町村民税と合わせまして賦課徴収し、後日、県税分としましてその4割を県に送納する仕組みでありますことから、個人県民税の徴収対策につきましては、市町村と連携して対策を講じていくことが必要であります。

そこで、個人県民税を中心とした市町村の滞納整理の推進、市町村職員の徴収技術の向上を図ることを目的に、平成20年度から、県と市町村の共同により山梨県地方税滞納整理推進機構、これは任意組織でございますが、設置をしまして、徴収対策に取り組んでいます。基本的な仕組みとしましては、県職員が市町村職員の併任発令を受けまして、市町村職員とともに市町村税の滞納を整理を行うというものでございます。

推進機構につきましては、平成22年度末で、当初の3年間の設置期間を超過しましたが、目標を上回る実績を上げていること、あるいは市村会、町村会からの強い要望があったこと、また依然として徴収率が低迷していることなどから期間を延長しまして、引き続き取り組んでいるところでございます。

平成20年度から3年間の滞納整理の実績ですが、これは具体的には徴収とか、納付約束とか、執行停止でございますが、47億円の実績を上げています。

なお、平成23年度の推進機構の体制でございますが、4名の県職員と49名の市町村職員。この49名の職員につきましては兼務でございますが、そのほか5名のアドバイザーの体制で取り組んでいるところでございます。

久保田委員 今、一生懸命取り組んでいるとお聞きしますけれども、この資料でも、山梨県は全国で44番目と、非常に徴収率も悪いということで、市町村については最下位とお聞きしております。そういう面で、引き続き、地方税滞納整理推進機構の推進をしていると思うんですけれども、そのほかに、その他の個人県民税の対策についてもお聞きします。税負担の公平性と税収の確保を図るためには、個人県民税の徴収対策をさらに強化していく必要があるが、地方税滞納整理推進機構の取り組み以外に、どのような取り組みをなされているか、お聞きします。

上小澤税務課長 機構以外の主な対策としましては、個人住民税の特別徴収促進対策を行っております。給与所得者、いわゆるサラリーマンの個人住民税の徴収方法につきましては、法令の規定によりまして、事業所が給与から特別徴収、いわゆる天引きをするよう義務づけられていますが、給与所得者からの特別徴収を行っている割合が7割を切っているというような状況でございます。このことから、個人住民税の滞納の事前防止を図り税収を確保するため、市町村と連携しまして、特別徴収の未実施である事業所に対しまして、計画的に特別徴収の普及を働きかけています。具体的には、広報用のリーフレットの配布や商工会などの関係団体に対する働きかけ、未実施事業者の文書の送付、あるいは事業所の直接訪問などの取り組みを、市町村と一体となって取り組みを行っております。この結果、平成20年度におきましては、給与所得者の特別徴収を行っている割合が、前年度につきましては64.7%から68.3%に3.6ポイント向上しまして、滞納の未然防止につながっております。

特別徴収促進対策以外では、個人住民税の滞納者に対する県税事務所長と市町村長名の連名による文書催告や、徴収技術の向上を図るための滞納整理研修会の開催などに取り組んでおります。

久保田委員 いろいろ努力しいてことは感謝するところでございますけれども、さらに財政状況が厳しい中、質の高い県民サービスを提供していくためには、貴重な自主財源になる税収の確保は大変重要な問題であります。引き続き、徴収の努力に努めていただきたいと思います。

(山梨県消防広域化推進計画について)

また、もう1点いいですか。山梨県の消防広域化推進協議会についてなんですけれども、私も消防団ですけれども、平成24年度に消防広域化を実現すると言われていましたが、山梨県消防広域化推進計画は現状どのようになっているか、お聞きします。

宮原消防防災課長 ただいまの広域化に関する御質問について、お答えいたします。消防は、御存じのとおり市町村の業務でございますが、規模の小さい市町村もございま

すが、現在、全国的には約800の消防本部がございます。この中で、管轄人口が10万人未満の消防本部が60%を占めているというような状況でございます。今回の消防の広域化に関しましては、平成18年6月に消防庁が消防組織法を改正する中で進めている業務でございます。その組織法の改正を受けまして、本県では平成19年9月に、市町村とか消防機関、あるいは県、学識経験者等を入れました消防力強化検討委員会という委員会を開きまして、本県の消防力の強化に関することを議論してきました。平成20年4月に、その委員会から提言を受け、本県では平成20年5月、消防広域化推進計画を策定し、本県の規模では1つの消防本部が望ましいという本県の計画を立てたところでございます。

その後、市町村等に説明する中で準備を進めてきまして、全県下の市町村長をメンバーとした協議会を設置するための準備委員会を平成21年6月に設置して、4回の議論を経る中で、平成21年10月30日に、県下の全市町村長をメンバーとした消防広域化推進協議会を設置したところでございます。以降、推進協議会を4回開催する中で、本県の消防力を強化するための議論を協議会で現在進めているところでございます。

久保田委員 いろいろなうわさを聞くんですけども、現状、平成24年度には無理かとお聞きしますが、その状況はどうなっておりますか。

宮原消防防災課長 消防の広域化には数々のメリットがございます。さまざまなスケールメリットということで、総務管理部門の職員を現場へ配置しまして、消防力の強化を図ることができるか、管轄区域、現在、山梨県には10消防本部がございますが、その管轄区域を取り払って全県一区にすると初動体制の強化が図れるとか、さまざまなメリットがございます。そういうメリットと、1つになることで心配となるデメリットというか、課題等もございまして、初期投資の経費とか、現在あります10消防本部を1つにするということで、職員の処遇等、いろいろな問題、課題等も出てきまして、それを現在、協議会で審議しているところでございます。平成22年11月に第4回目の協議会を開いたところでございますが、協議会の下組織ですけれども、10消防長と27の市町村の課長で構成する幹事会がございます。その幹事会で、第4回の協議会以降、5回開催いたしまして、いろいろ議論を進めているところです。

現在問題となっているのが、職員の処遇、給与面の統一をいかにするかということと、あと消防力の整備水準を示す職員の充足率がございまして、それらをどうするかというような議論を重ねているところですが、なかなか議論がまとまらなくて、第5回目の協議会に入れられないというのが現状でございます。

久保田委員 ありがとうございます。以上です。

(県税の徴収率について)

中村委員 今、税の徴収率の問題、ちょっと触れたようなんですけれども、県はチャレンジミッションの中において、平成21年度の税の徴収率95%を平成26年度末には96.1%にするとしているということですが、これによりまして、どのぐらいの増収になるのか。税務課長、御答弁いただきたいと思いますが。

上小澤税務課長 チャレンジミッション'11に掲げた徴収率の目標96.1%達成した場合、どのぐらいの税収が確保できるかという御質問でございますが、平成21年度

の決算をもとに試算しますと、平成21年度の徴収率は95%でございますが、それを目標の96.1%で単純に試算しますと、単年度で税収額は約9億5,500万円の増ということとなっております。

中村委員

9億5,000万円、大変なものです。びっくりしました。それで、一応、平成26年度末の目標数値である96.1%が、平成21年の全国の徴収率の平均ということであり、5年も全国平均におくれたということですが、全国平均に追いつくというのは、ちょっと遅過ぎないのかなという感じがするんですが、それは当然、努力はされたと思うんですが、それについて何か理由がありましたか？

上小澤税務課長

徴収率を上げるのに困難になっている理由は何かという御質問でございますが、徴収強化を図っていくのが、全国に比べまして出おくれたというのが大きな理由の一つではないかと思えます。本県におきましても、ここ数年、差し押さえを中心とした迅速な滞納整理やタイヤロック、インターネット公売、不動産公売などに積極的に取り組んできたことにより、例えば自動車税とか、不動産取得税とか、個人事業税などについては徴収率の改善が図られております。

具体的には、自動車税で見ますと、平成19年度93.1%が平成20年度94.0%、平成21年度94.9%と改善してございます。不動産取得につきましても、平成19年度79.1%、平成20年度79.2%、平成21年度82.5%。個人事業税は、平成19年度が85.1%、平成20年度が86.38%、平成21年度が88.5%というようなことで、徐々に改善はしているところでございます。

もう1つの原因としましては、税源移譲によりまして税収が大きく拡大しました個人県民税の徴収率が全体を下げているかと思えます。本県における徴収努力は、まだまだ全国レベルには至っていませんが、引き続きまして、差し押さえを中心とした迅速な滞納整理に取り組むことによりまして、チャレンジミッション'11に掲げました目標を1年でも前倒しで達成できるように、徴収努力に努めていきたいと考えております。

中村委員

徴収率を高めるというようなことは大変だと思いますけれども、ぜひ頑張っていたいただきたいなと思えます。

それで、知事は、予算がないということは言いわけにしないと。知恵を絞って困難に立ち向かえということをお話されてきたわけですが、今は非常に財政状況が厳しいと。さらに、予算というものが、なかなか思うようにいかないというのが現状だと思いますけれども、これから自主財源がどういう推移になっていくのか。その辺の見通しについて、もし差し支えないようでしたら、御答弁をいただきたいと思えます。

尾崎財政課長

自主財源の推移についての御質問でございます。自主財源に関しましては、そこに分類されるものの大部分が県税収入でございます。自主財源の大部分が県税収入ということですので、景気の変動によって非常に大きく影響を受けるものでございます。その中で、推移というのは非常に難しい点はあるんですが、おおむね本県の場合は、予算総額の4割前後で推移してまいりました。そういう状況でございます。財政状況は、確かに厳しいという状況でございます。

したがって、先ほど知事の話の中でもございましたが、知恵を絞ってということでございますので、県税の徴収率を上げるであるとか、あるいは新たな自

主財源を確保していくということで、県有地のうちの未利用地を売却したり、あるいは小瀬スポーツ公園の命名権を、ネーミングライツで売却をしたりということで、新たな自主財源の確保を図ってまいりました。

御指摘いただきましたように、財政状況が厳しい中でございますので、こうした新たな自主財源の確保についても、今後進めていきたいと考えております。

中村委員

今、財政課長のほうから答弁がありましたけれども、もちろん、これからの財政運営は非常に厳しいという状況の中で、それなりに工夫はされてきておるとは思いますけれども、実は今までの代表質問等々で、樋口委員もこちらにおいでになりますけれども、それから私どもの会派の臼井議員のほうからお話がありましたように、これから新たな、山梨県ならではのということで、水のビジネスというものも考えたらどうだろうかというところへ私は来ているのではないかなという感じがするんですね。

今まで、いろいろとデータを見ますと、ミネラルウォーターの3割以上が山梨産だということで、その中でサントリーのシェアが21%になっているわけです。さらに、サントリーの経常利益が、平成18年が756億円、そして平成22年には1,000億円の、経常利益を実は出しておるわけでございます。これはミネラルウォーターの販売の経常利益、山梨県、非常に貢献している。ほとんど水をただで持っていくと言うと怒られるけれども、そういう状況であることは間違いないわけですね。

それから、もう1つは、最近、中国資本が非常に進出してまいりまして、北海道を中心にして、水源地の、要するに買い占めをしているという状況等々も、これは新聞で報道されておるわけございまして、本県には、その辺は大丈夫なんだろうなということが、県民の中では、そういう話が、実はささやかれておることは事実でございます。私、総務部長、これから自主財源の厳しいときですから、こういった声を含め、考えるときが来ているのではないかなという感じがするんです。

それで、これから地下水に対する、21世紀は特に水の時代とも言われる中ですから、中国人が日本の水源林を買収している状況等々が報道されておりますけれども、これも、もちろん対策に対して言われ出してきているわけですが、山梨県として、これから、やはりミネラルウォーターに対する、県としての1つの考え方というものを検討していく時代に僕はあると思うんですけれども。これは、もちろん、いろいろとこれから議論していくことですから、非常に答弁の難しさはあろうかと思っておりますけれども、その辺の所見について、ちょっとお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

田中総務部長

ただいま自主財源の確保、それから水の利用についての御質問いただきました。言うまでもないことですが、県民ニーズにしっかりこたえていくという意味で、自主財源の確保というのは大事なことでございまして、そのためには、今までも担当課長からも答弁ございましたように、1つの大きな柱としましては、県税収入をしっかりと確保していくということが、まず第一でございまして、幾つか御質問がございましたように、地方税滞納整理機構なども活用しながら県税徴収率の向上に努めていくと、これが第一であろうと思います。

あわせて、税源の涵養ということが大事でございます。この点に関しましては、本県では山梨発展の芽を大きく育てていくということを県政の非常に大きな課題と位置づけておりますので、「元気産業創出」チャレンジということに、今後も財源を重点的に配分していくことによって税源を涵養し、これが自主財源の伸びにつながっていくようにしていきたいと思っております。

今し方、先生から水につきまして、地下水を大量採取しているような事業者が一部にあるというようなお話もございました。その点につきましては、森林環境部の政策にはなりますが、今後、私ども、水資源の保護と、それから適正な利用を、どうバランスをとっていくのかというのが、今後の本県の大きな課題になってくると思っております。

そういう観点から、平成16年度に一度策定いたしました水政策基本方針の見直しということに着手することにいたしておりまして、今年度の6月補正予算では、これも森林環境部でございますが、水資源実態調査を行いまして、水資源の実態を把握する。それから、水循環モデル、いろいろなシミュレーションができるような循環モデルをつくっていくことにしています。これも調査するだけではなくて、これと同時並行で、水資源保全検討委員会というのをつくりまして、水政策全体についての基本方針をつくったり、あるいは場合によっては地下水採取の規制の必要性と、こういうことも含めまして検討することにいたしておりまして、水政策、その水の保護と適正利用という観点につきまして、この枠組みの中で、森林環境部において進められていくものと承知しております。

中村委員

県の取り組みについては、そういう方向でいくということでございますので、ぜひ、それについて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、私ども、良質な地下水を、直接販売するようなことも今後取り上げていく必要があるのではないかなということの特に望んでいるわけでございます。水の関係については、ほとんど恩賜林でございますので、これをうまく水を利用できれば、水源利用恩賜林ということで、また技術は民活でやれるだろう。それから、水の生産ラインは県内の空き工場を使うことでやれるだろう。それから、雇用は県内の人が中心になってやれるだろう。販売については、商社等が活動すればいいのではないかとということで、これから、やはり県の事業化というものを大きな検討課題として取り組んでいただきたいということを私のほうから要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

以 上

総務委員長 河西 敏郎